

財政的援助団体等監査結果公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、令和5年度監査を、石川県監査委員監査基準（令和2年石川県監査委員告示第1号）に準拠し実施したので、その結果を下記のとおり公表する。

令和5年12月8日

石川県監査委員	安居知世
同	一川政之
同	村上勝
同	作田有子

記

1 監査の対象

地方自治法第199条第7項に規定する令和4年度の補助金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行（以下「財政的援助等に係る出納その他の事務の執行」という。）を対象とした。

2 監査の着眼点（評価項目）

監査に当たっては、財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、当該財政的援助等の目的に沿って行われているかといった観点から実施した。

3 監査の実施内容

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、監査対象団体から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査を実施した。

4 監査の結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、上記のとおり監査した限りにおいて、監査対象団体毎の監査結果は、次のとおりである。

監査対象団体	監査実施年月日	監査の結果
公益財団法人 いしかわ結婚・子育て支援財団	令和5年10月31日	財政的援助等に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
公益財団法人 石川県埋蔵文化財センター	〃	〃
金沢商工会議所	令和5年11月6日	〃
社会福祉法人 福寿会	〃	〃
社会福祉法人 つばさの会	令和5年11月13日	〃
一般財団法人 石川県県民ふれあい公社	令和5年11月14日	〃
公益財団法人 石川県デザインセンター	〃	〃
北鉄奥能登バス株式会社	令和5年11月15日	〃
公益財団法人 能登原子力センター	〃	〃
国連大学サステイナビリティ高等研究所いしかわ・かなざわオペレーティング・ユニット	令和5年11月22日	〃
公益財団法人 石川県市町村振興協会	〃	〃
金沢市南新保土地地区画整理組合	〃	〃
社会福祉法人 南陽園	令和5年11月24日	〃
白山市松任駅北相木第二土地地区画整理組合	令和5年11月27日	〃